

医療連携体制加算活用の手引き

令和6年度版
長野県医療的ケア児等支援センター

医療連携体制加算とは・・・医療機関等との連携により、看護職員が事業所を訪問して利用者に対して看護を行った場合や、介護職員等に痰の吸引等に係る指導を行った場合、加算される制度です。

対象になるサービス・・・放課後等デイサービス・児童発達支援、就労移行・就労継続支援A型・就労継続支援B型、ショートステイ（短期入所）、グループホーム（共同生活援助）

「看護職員」とは・・・この制度で事業所を訪問する看護職員の範囲は、看護師、准看護師及び保健師となっています（令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1 問8）。

看護職員が看護を行うには医師の指示書が必須です。看護職員は訪問看護ステーションと委託契約を締結して訪問する方法と、事業所等が看護職員を雇用して医療的ケア又は喀痰吸引等に係る指導を行う方法があります。また、人員基準上、事業所に配置が求められている従業者のうち保健師、看護師、准看護師の資格を有する者が、医療的ケア又は喀痰吸引等に係る指導を行った場合についても加算の対象になりますが、その場合は当該業務に係る勤務時間は基準上必要な常勤換算の時間数に含めることはできません。

加算単位と要件・・・事業の種類によって少しずつ違います。

◆ 放課後等デイサービス・児童発達支援 の場合 ◆

区分	加算単位数	加算要件
医療連携体制加算(I)	32 単位/日	看護職員が事業所を訪問して <u>障がい児</u> （上限8人）に対して看護を行った場合（1 時間未満） 医療的ケア児でなくても OK
医療連携体制加算(II)	63 単位/日	看護職員が事業所を訪問して <u>障がい児</u> （上限8人）に対して看護を行った場合（1 時間以上 2 時間未満）
医療連携体制加算(III)	125 単位/日	看護職員が事業所を訪問して <u>障がい児</u> （上限8人）に対して看護を行った場合（2 時間以上）
医療連携体制加算(IV)	看護職員が事業所を訪問して医療的ケア児に対して看護を行った場合（4 時間未満） 看護を受けた医療的ケア児が 1 人＝800 単位/日 2 人＝500 単位/日 3～8 人＝400 単位/日 8人超になる際は、看護職をもう一人確保すること。	
医療連携体制加算(V)	看護職員が事業所を訪問して医療的ケア児に対して看護を行った場合（4 時間以上） 看護を受けた医療的ケア児が 1 人＝1,600 単位/日 2 人＝ 960 単位/日 3～8 人＝ 800 単位/日	
医療連携体制加算(VI)	500 単位/日	看護職員が認定特定行為業務従事者に対し、喀痰吸引等の指導のみを行った場合。
医療連携体制加算(VII)	100 単位/日	認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を実施した場合。



◆ 就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型 の事業所の場合 ◆

区分	加算単位数	加算要件
医療連携体制加算(Ⅰ)	32 単位/日	看護職員が事業所を訪問して利用者（上限８人）に対して看護を行った場合（１時間未満）
医療連携体制加算(Ⅱ)	63 単位/日	看護職員が事業所を訪問して利用者（上限８人）に対して看護を行った場合（１時間以上２時間未満）
医療連携体制加算(Ⅲ)	125 単位/日	看護職員が事業所を訪問して利用者（上限８人）に対して看護を行った場合（２時間以上）
医療連携体制加算(Ⅳ)	看護職員が事業所を訪問して医療的ケアを必要とする利用者に対して看護を行った場合 看護を受けた利用者が １人＝800 単位／日 ２人＝500 単位／日 ３～８人＝400 単位／日 ８人超になる際は、看護職をもう一人確保すること。 （Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）のいずれかを算定している利用者については算定しない。	
医療連携体制加算(Ⅴ)	500 単位/日	看護職員が認定特定行為業務従事者に対し、喀痰吸引等の指導のみを行った場合。
医療連携体制加算(Ⅵ)	100 単位/日	認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を実施した場合。 （Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）（Ⅳ）のいずれかを算定している利用者については算定しない。

◆ グループホーム（共同生活援助）の場合 ◆

区分	加算単位数	加算要件
医療連携体制加算(Ⅰ)	32 単位/日	看護職員が事業所を訪問して利用者（上限８人）に対して看護を行った場合（１時間未満）
医療連携体制加算(Ⅱ)	63 単位/日	看護職員が事業所を訪問して利用者（上限８人）に対して看護を行った場合（１時間以上２時間未満）
医療連携体制加算(Ⅲ)	125 単位/日	看護職員が事業所を訪問して利用者（上限８人）に対して看護を行った場合（２時間以上）
医療連携体制加算(Ⅳ)	看護職員が事業所を訪問して医療的ケアを必要とする利用者に対して看護を行った場合 看護を受けた利用者が １人＝800 単位／日 ２人＝500 単位／日 ３～８人＝400 単位／日 ８人以上になる際は、看護職をもう一人確保すること。	
医療連携体制加算(Ⅴ)	500 単位/日	看護職員が認定特定行為業務従事者に対し、喀痰吸引等の指導のみを行った場合。
医療連携体制加算(Ⅵ)	100 単位/日	認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を実施した場合。
医療連携体制加算(Ⅶ)	39 単位/日	日常的な健康管理、医療ニーズへの適切な対応がとれる等の体制を整備している事業所の場合



◆ 福祉型短期入所事業所の場合 ◆

区分	加算単位数	加算要件
医療連携体制加算(Ⅰ)	32 単位/日	看護職員が事業所を訪問して利用者（上限 8 人）に対して看護を行った場合（1 時間未満）
医療連携体制加算(Ⅱ)	63 単位/日	看護職員が事業所を訪問して利用者（上限 8 人）に対して看護を行った場合（1 時間以上 2 時間未満）
医療連携体制加算(Ⅲ)	125 単位/日	看護職員が事業所を訪問して利用者（上限 8 人）に対して看護を行った場合（2 時間以上）
医療連携体制加算(Ⅳ)		看護職員が事業所を訪問して、医療的ケアを必要とする利用者に対して看護を行った場合（4 時間未満） 看護を受けた利用者が 1 人＝960 単位/日 2 人＝600 単位/日 3～8 人＝480 単位/日
医療連携体制加算(Ⅴ)		看護職員が事業所を訪問して、医療的ケアを必要とする利用者に対して看護を行った場合（4 時間以上） 看護を受けた利用者が 1 人＝1600 単位/日 2 人＝960 単位/日 3～8 人＝800 単位/日
医療連携体制加算(Ⅵ)		看護職員が事業所を訪問して、高度な医療的ケアを必要とする利用者に対して看護を行った場合（8 時間以上） 看護を受けた利用者が 1 人＝2000 単位/日 2 人＝1500 単位/日 3 人＝1000 単位/日
医療連携体制加算(Ⅶ)	500 単位/日	看護職員が認定特定行為業務従事者に対し、喀痰吸引等の指導のみを行った場合。
医療連携体制加算(Ⅷ)	100 単位/日	認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を実施した場合
医療連携体制加算(Ⅸ)	39 単位/日	日常的な健康管理、医療ニーズへの適切な対応がとれる等の体制を整備している事業所の場合

制度活用のポイント

○ 障害児・者の支援事業所は、あらかじめ医療連携体制に係る業務について、医療機関等と委託契約を締結（書式例 1）し、対象の児・者に対する看護の提供や介護スタッフなどへの喀痰吸引等に係る指導に必要な経費を医療機関に支払うこととします。看護師が看護の提供または喀痰吸引等に係る指導等を行うには、医師からの指示書が必要なので、指示書（主治医医療機関の所定の様式で可）を、保護者をとおして医師から事業所に提供してもらいます。また、医療的ケアを行う看護師には、業務を安全安心に遂行するために、施設や利用者の状況等を説明しなければいけません。

○医療連携体制加算は、当該利用者に対する看護行為等を個別支援計画に明確に位置付けて（書式例 2）実施し、他の利用者のサービス内容と分けて実施すること、とされています。（平成 21 年度障害福祉サービス報酬改定に係る Q&A（平成 21 年 4 月 1 日）による）。また、医師、看護師に対して個人情報を提供することになるので、そのことについての同意も事前に得ておきます。

○看護記録も必須です（書式例 3）。看護業務が指示書や委託契約書、個別支援計画等との整合性がとれていることの証左になります。



業務委託契約書

（以下、甲という）と（以下、乙という）は、次のとおり業務委託契約を締結する。本契約の締結を証するため、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

契約名 看護職員連携契約

履行場所 所在地 長野県
名称

令和 年 月 日

指定通所支援 or 短期入所事業所（甲） 所在地 長野県

事業所名

代表者

訪問看護ステーション（乙） 所在地 長野県

事業所名

代表者

(総則)

第1条 甲は乙に対し、業務内容説明書に定める業務を委託し、乙はこれを受託する。

2 乙は前項の業務を誠実に履行し、甲は乙の業務履行に必要な協力を行う。

(契約期間)

第2条 本契約の有効期限は令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

但し、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも契約終了の意思表示がない限り、期間満了の翌日から1年間同一条件で更新され、その後も同様とする。

(契約業務の履行)

第3条 乙は、本契約業務の履行にあたり、善良な管理者の注意をもって処理する。

乙は、本契約業務を遂行するにあたり、従業員を適切に配置し、指揮監督を行い、業務仕様書に従い計画的に業務処置を行う。

(業務委託料)

第4条 本契約に基づき、甲が乙に支払う契約料金の金額及び支払方法については、料金協定書に定めた通りとする。

2 甲は乙に対する前項の契約料金の支払いを遅延した場合には、料金協定書に規定する遅延損害金を支払う。

(報告、提案)

第5条 甲は乙に対し、必要に応じて本契約業務の処理状況の報告を求めることができる。乙は、甲の求めに応じて、速やかに報告する。

2 乙は、本契約業務を円滑に履行するため、又はその精度の向上を図るために必要と認めた時は、甲にその方策を提案することができる。甲は、この提案を受けた時は、誠意をもって応えるように努める。

(指定訪問看護事業所の管理者)

第6条 乙は本契約業務の履行にあたり、指定訪問看護事業所の管理者が次の職務を行う。

(1) 乙の従業員の配置及び業務上の指揮命令

(2) 乙の従業員の労働管理

(3) 本契約業務の履行に関する甲との連絡及び調整

(4) 管理者は別に本契約業務の履行に関する業務責任者を置くことができる

2 甲は、本契約業務の履行に関する発注者としての指示は、乙の管理者又は業務責任者に対して行う。

3 乙は業務責任者の氏名を甲に通知する。これを変更した場合も同様とする。

(労働法上の責任)

第7条 乙は乙の従業員に対する雇用主として、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法、社会保険諸法令その他従業員に対する法令上の責任をすべて負い、責任をもって労務管理を行う。

(規律維持)

第8条 乙は乙の従業員の教育指導に万全を期し、秩序規律及び風紀の維持に責任を負う。

(守秘義務)

第9条 甲及び乙は本契約業務の履行にあたり、知りえた個人情報を含む相互の秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 乙は乙の従業員についても、これを遵守させる。また、本契約の解約及び期間満了後も同様とする。

(個人情報保護法)

- 第10条 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できるもの、又は他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、本契約業務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を取り扱う。
- 2 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、本契約業務を処理するために個人情報を保有するときは、本契約の利用目的以外に使用しない。本契約が終了し、又は解約された後においても、同様とする。
 - 3 乙は、甲から提供される個人情報の保管について、その取扱者を制限し、その保管・管理方法について甲乙協議のうえこれを定める。
 - 4 乙は、甲の提供する施設内、又は甲が事前に書面で承諾した場所以外には個人情報を持ち出さない。但し、持ち出しの範囲を定めて、個人情報を厳重に管理することを条件に、やむを得ないとして、特に甲が事前に書面により承諾した場合はこの限りではない。
 - 5 乙は、甲の承認があるときを除き、本契約業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写、又は複製しない。
 - 6 甲及び乙は、本契約業務に関して知りえた個人情報の漏えい、紛失、改ざん、又は棄損の防止等の適切な管理のために必要な措置を講じる。
 - 7 甲は、乙に個人情報を取り扱わせるにあたり、該当個人情報の安全管理が図られるよう、乙に対する必要かつ適切な監督を行う。
 - 8 乙は、本契約による業務を処理するために、甲から引き渡された個人情報を、業務完了後速やかに甲に返還するとともに、自ら収集し、もしくは作成した個人情報については破棄する。但し、甲に返還する個人情報が記録された資料等を甲の依頼により乙が破棄する場合における費用等については、甲乙協議の上これを定める。
 - 9 乙は、個人情報の盗難、紛失、漏えい等の事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に通知する。
 - 10 甲は、乙が第9条の内容に違反していると認めたときは、第13条及び第17条に基づき、損害賠償及び契約解約の請求ができる。
 - 11 その他、個人情報の保護に必要と認められる事項については、甲乙協議の上これを定める。

(権利義務の譲渡の禁止)

- 第11条 乙は、本契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。但し、甲の承認を受けた場合には、この限りではない。

(借用物の適正管理)

- 第12条 乙は、甲に帰属する本契約業務の履行に必要な原表、資料等を借り受けた場合、善良なる管理者として管理しなければならない。

(損害賠償の責任)

- 第13条 本契約業務の処理中、乙の責に帰すべき理由により、甲もしくは第三者に与えた損害に対し、乙は、損害賠償の責任を負うものとする。その賠償額については、甲乙協議の上これを定める。

(免責事項)

- 第14条 天災、その他不可抗力の事由により、乙の契約履行が不能又は困難となった場合、甲が破る損害について、乙はその責を負わない。

(契約変更)

- 第15条 本契約内容の変更を必要とする事由が生じた場合は、契約期間中であっても甲乙協議の上改定す

ることができる。

(名義変更等の届出)

第16条 甲及び乙は、名称、代表者、所在地等に変更があった場合は、速やかに書面をもってその旨を相手方に通知する。

(契約の解約)

第17条 甲又は乙が次の各号の一つに該当したときは、それぞれの相手方に何等の予告もなく直ちに本契約を解約することができる。

(1) 契約の遵守勧告もしくは違反事項の指摘を行ったにも拘らず、その後も本契約に定める事項に違反し、又は履行を怠ったとき。

(2) 財産上の信用に係る差押、競売、強制執行、延滞処分等を受けたとき。

(3) 破産、民事再生、会社更生の申し立てがあったとき。

2 甲又は乙が暴力団、暴力団関係者団体又は関係者、その他反社会勢力であることが判明したときは、契約の全部又は一部を解約することができる。

3 甲又は乙が前項以外の事由により、契約期間中に本契約を解約しようとするときは、3ヶ月前までに書面をもってその旨を相手方に通知し、甲乙協議の上これを定める。

(協議事項)

第18条 甲及び乙は、本契約の定めのない事項は、誠意をもって協議の上これを定める。

覚書

業務委託契約書に基づき、指定（障害児通所支援／短期入所）事業所である甲は、指定訪問看護事業所である乙に、以下の通り看護職員連携契約の業務を発注する。

甲：

乙：

1、業務内容

(1) 業務内容

- ① 対象となる利用者(以下、利用者という)のバイタルサイン測定、健康状態の確認
 - ・利用者に対する甲からの情報、支援記録、健康管理記録等からの把握
 - ・利用者一人ひとりの状態の観察
- ② 利用者の医療処置の実施
 - ・予め甲より依頼されている医療処置(個別仕様書に基づく)を行う。
 - ・体調の急変時も含めて、甲の求めに応じもしくは乙が必要と思う、上記以外の医療処置も行う。ただし、体調の急変時以外は保護者等の相談後に行う。また、「緊急訪問型」以外は、予定の委託時間内に限る。
- ③ 甲への相談・助言
 - ・乙は、利用者の健康状態を踏まえ、甲に対し医療面からの適切な指導、助言、援助を行う。また、乙は利用者が安全に安心して事業所を利用できるよう、甲が習得を必要とする医療的な知識・技能の伝達講習を行う。
- ④ 協力医療機関及び主治医等への報告・連携
 - ・乙は、甲と協力し合い、利用者の健康状態を維持するために、必要に応じ、協力医療機関及び主治医等への報告、連携を行う。

甲の協力医療機関

名称

住所

電話番号
- ⑤ 実施内容を記録
 - ・乙は、利用者の健康状態について所定の記録用紙に記載する。
 - ・乙は、本契約業務の履行の際、甲の指定した書式に基づき、実施した日時、業務内容、職員名を記載、押印する。
 - ・記載は当日に済ませる。

(2) 訪問形態は以下の通りに分類される。

- ① 定時訪問型：利用者の必要とする医療処置等において、時間の指定があり、看護師等がその時間だけの対応で業務履行が完了する場合
- ② 緊急訪問型：利用者の必要とする医療処置等において、時間の指定が困難であっても、看護師等が滞在する必要はなく、事業所の外部で連絡を受け、その後訪問することで業務履行が完了する場合
- ③ 滞在訪問型：利用者の必要とする医療処置等において、時間の指定が困難であり、看護師等が滞在することで業務履行が完了する場合

2、管理者の義務
(1) 甲 管理者 ・ 乙が実施した業務内容を確認する ・ 情報提供 ・ 必要物品の準備 ・ 利用者の利用予約が入った時点で、その期日を乙に連絡する ・ 賠償保険の内容について
(2) 乙 指定訪問看護事業所管理者又は、委託業務の履行に関する業務責任者 ・ 常に最善の方法で業務を実施するための業務の点検、見直し ・ 甲と問題点の解決を図るための協議 ・ 業務を円滑に実施するために甲との連絡、調整 ・ 該当事業を行う乙の看護師の勤務体制の確保
3、留意事項
委託時間外の急変について ・ 委託時間外での急変については、速やかに対応するために、予め甲乙協議の上定めておく。

料金協定書

甲が乙に支払う契約料金の金額及び支払い方法については、次の通りとする。

1、料金契約		
① 料金は1日あたり利用者*名まで***円(税込)とする。 尚、交通費はここに含むものとする。		
② 曜日、平日・祝日にかかわらず定額とする。		
③ 委託日の委託時間外の急変時の対応についての料金を含む。		
④ 当日を含むキャンセル料は発生しないものとする。		
2、支払い方法		
締切日	毎月*日とする。	
請求日	請求日は前項の締切日の属する翌月の第*営業日までとし、乙は甲に対し請求書を提出する。	
支払日	支払日は前項の請求日の属する月の末日までとし、甲は支払日までに契約料金を乙の指定する銀行に振り込むものとする。振込手数料は甲の負担とする。	
遅延損害金	遅延損害金は、遅延金額に対して、年利*%とする。	
振込先		
金融機関名	銀行・信用金庫・郵貯・農協	
支店名	支店	
口座	当座・普通	口座番号
口座名		

個別仕様書

法人名及び事業所名							
作成日	令和 年 月 日			作成者氏名			
利用児童名			生年月日	H/R 年 月 日	年齢	歳	
性別		学校名			学年		
住所	〒			保護者氏名	(続柄)		
病名・障がい名							
利用期間	令和 年 月 日() ～ 令和 年 月 日()						
利用日時	曜日 : ~ : ※固定利用でない場合は、該当利用児・者の利用予約が入った時点でお伝えする。						
処置の種類							
訪問形態	滞在訪問型 ・ 定時訪問型 ・ 緊急訪問型						
関連病院名							
担当医師名				科	医師		
その他特記事項							
業務場所の名称と住所							

※ 内服薬情報については、必要時添付する

〇〇事業所（放課後等デイサービス）個別支援計画書（例）

利用者氏名		作成日／令和〇年〇月〇日		役職／作成者名 印	
下記支援計画内容と、医療的ケアを安全に行うために必要な個人情報を業務委託先の看護師、主治医とやり取りすることについて承諾します。 令和〇年〇月〇日				利用者名／ 保護者名／ 印	
総合的な支援方針		長期目標：医療連携体制を整え、放課後安心して遊び過ごせるように継続的な支援をしていきます。			
優先 順位	ニーズ	支援目標	具体的な支援内容	達成時期	支援機関
1	本人のニーズ 周りのお友達の様子を見たり、仲良く遊んだりしたい	友達と一緒に遊びや活動を通 過ごす	医療連携体制加算により、 看護師に来てもらうことを 個別支援計画書に明記する。 る遊びを提供していき、安全かつ に支援をしていきます。	6 か月	〇〇事業所
1	ご家族のニーズ 放課後楽しく過ごせる場所が欲しい	医療連携体制を整え、放課後他児らと余暇 を楽しく過ごす	<u>利用日に業務委託先の看護師を2時間程度配置する。</u> 看護師：医療ケアを含む看護全般の業務に併せて、他児との関りや遊び等においても支援員に仲立ちをしてもらいながら本児が参加できる体制を支援する。	6 か月	〇〇事業所
2		送迎をしてほしい	学校→事業所→家の送迎	送迎計画に基づいて安全に取り組む。	6 か月

個別支援計画の実施期間

令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日（〇か月間）

令和〇年△月 No. 1

支援記録表 【例】

児童名

支援目標

# 1	友達と一緒に遊びや活動を通して楽しく遊び過ごす
-----	-------------------------

月日	項目	記録
2/6(土)		パラシュートで表情よい。手しゃぶり相変わらず。
	胃ろう注入	12:30 胃ろう注入問題なく終了。(看護師 A)
	一日の様子	パラシュートを行うと上を見上げたりして真ん中の丸い所を丸と一緒に触ったりして遊ぶ。一度も寝ない 元気に遊ぶことができた。帰りぎわ指をしゃぶってねむそうにする様子あり。(支援員 A)
2/13(土)	運動遊び	バランスボール、積み木くずし、お手玉投げ、パラシュート遊び
	胃ろう注入、排せつ	12:25 胃ろう注入 その後ガス数回あり。口唇触れると楽しそうに笑顔。〇〇訪問看護(看護師 B)
	一日の様子	パラシュートの中に入り、パラシュートの動きを楽しむ。他児が近くでにぎやかにしているとうれしそうな 表情をする。また、友達がほほを触ると、笑っていた。(支援員 2) ビーンズバッグを手のそばに持っていくとつかんで投げたり、頭の上に乗せると、つかんで投げる。 パラシュートの中であおむけに寝かせようとするが起き上がってしまう。
	胃ろう注入	16:30 胃ろう水分注入問題なし。(看護師 B) 開口促すと口を開けてくれたので歯磨きしてみた。
2/16(火)	一日の様子	15 時来所、スカーフあそび、絵本などを見て過ごす。16:00～はパラシュートの中で景色を楽しむ。 パラシュートのまん中の円を棒でつついてひらひらさせると笑顔になる。横にするも、自分で起き上がって 見ることが多かった。また少しだけ庭に出てスカーフ遊びをする。 すこし寒かったので毛布にくるまりながら約 15 分程遊ぶ。(支援員 A)お迎え 17 時。
2/19(金)	あそび	ベンチイスに長時間すわってもバランスよい。途中から座面のクッション付きイス、テーブルで遊ぶ。
	注入、排せつ	スポンジのボール上手につかんで投げる。お手玉もつかむ。目の前にオモチャや鈴をつるしてみるが 手は出ず…鈴についたリボンのうごきを見て笑っている。 右第 2 指、歯が当たったのかすり傷あり。15:00 胃ろう水分注入問題なし。(胃残 40ml あり。ガス少)
		15:45 排便ありオムツ交換。泥状便、排便痛無いようで泣かなかった。〇〇訪問看護(看護師 B)
2/20(土)	一日の様子	10 時来所 リボンの先に鈴が付いたおもちゃを見て楽しむ。触ろうとはしないが目で追いじっと見る。 リボンではなく鈴にあたる光？を見ている様子。揺らすとニコニコする。12:30 胃ろう注入(看護師 A) 胃ろう注入中は、机をコンコンたたいてあそぶ。(支援員 B)

この事業所では看護師さんの役割が単なる医療的ケアにとどまらず、一緒に遊び、働きかけて挑戦を促して全人的にケアしていることが分かります。また、別の事業所で、看護師の役割は医療的ケアのみに特化しているところもあります。

看護師の役割については、事業所ごとに看護師や当該児の保護者との話し合いで作り上げられるものです。

看護記録も、この事業所では、日々の支援記録表に青ボールペンで記入し、看護師の業務内容が明確になり、かつ、一日の支援の流れの中でどのようになされたかもわかるようになっています。